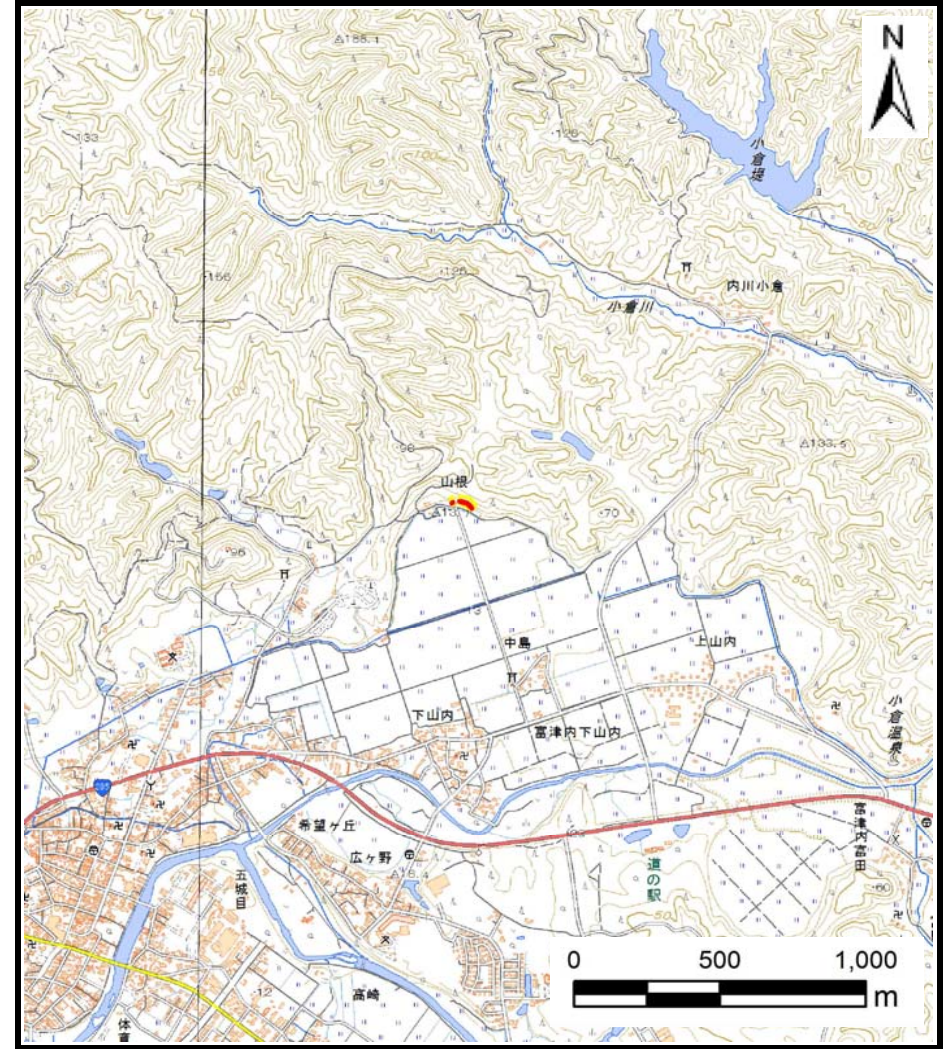


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



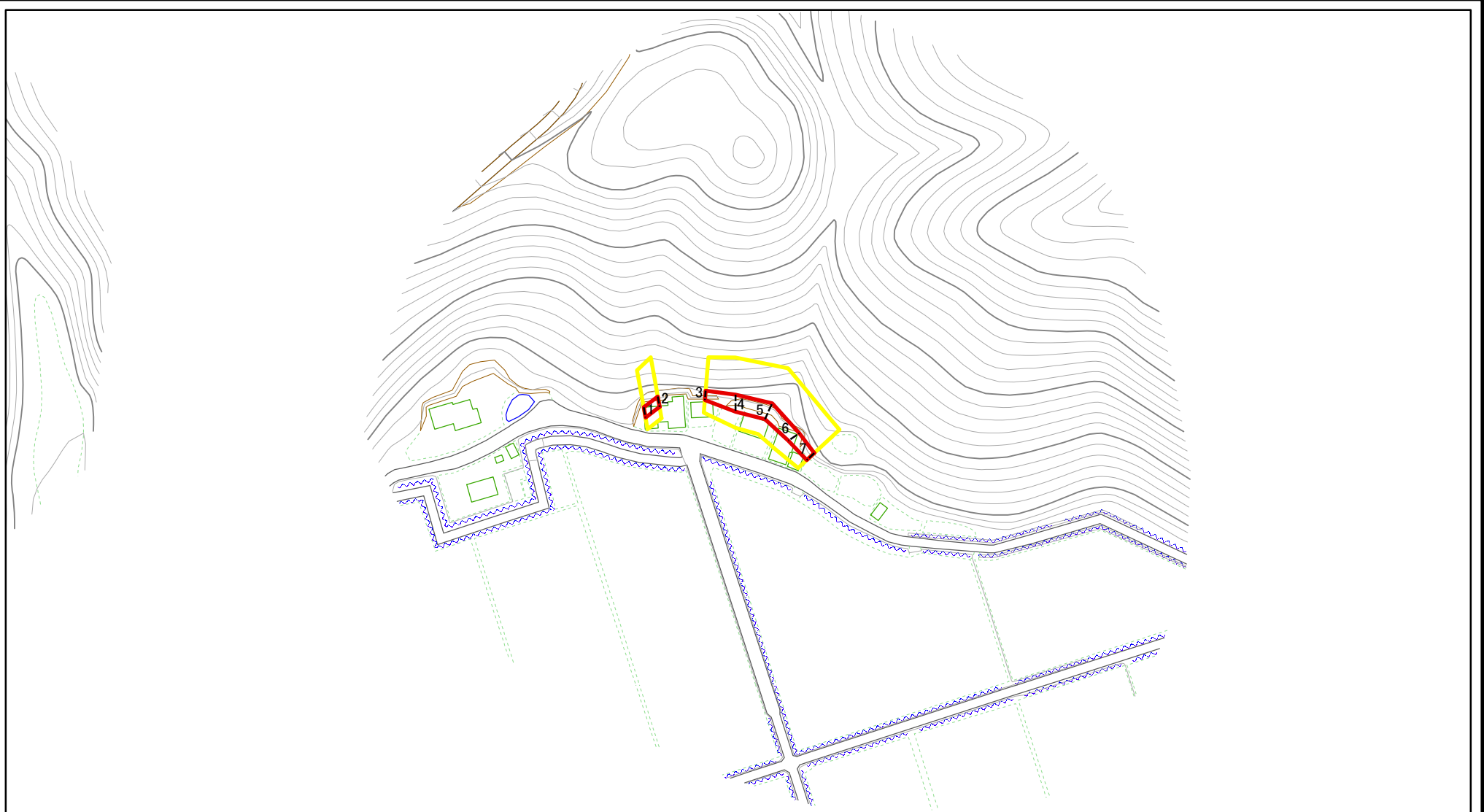
(1/25,000)

様式-1 (土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
溪流番号	Ⅱ-608
溪流名	下山根
所在地	秋田県南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。（認証番号 平27情複 第824号）

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域



土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



土石等の堆積の高さが3mを超える区域
それ以外の区域



縮尺

1:2,500

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

告示番号

第561号

告示年月日

平成28年10月18日

箇所番号

II-608

箇所名

下山根

所在地 南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



土石等の堆積の高さが3mを超える区域



それ以外の区域



縮尺

1:2,500

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

告示番号

第561号

告示年月日

平成28年10月18日

箇所番号

II-608

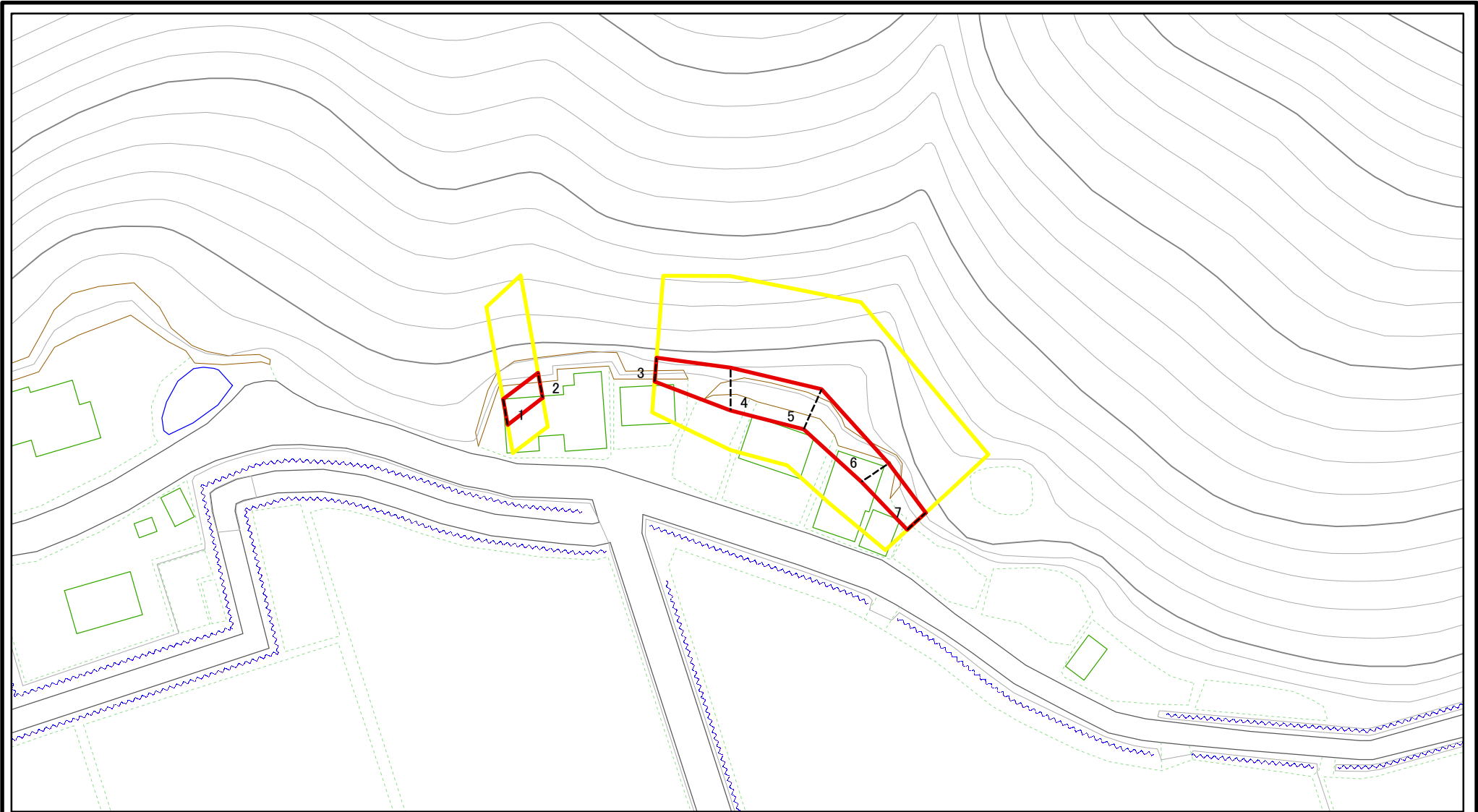
箇所名

下山根

所在地

千葉県南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

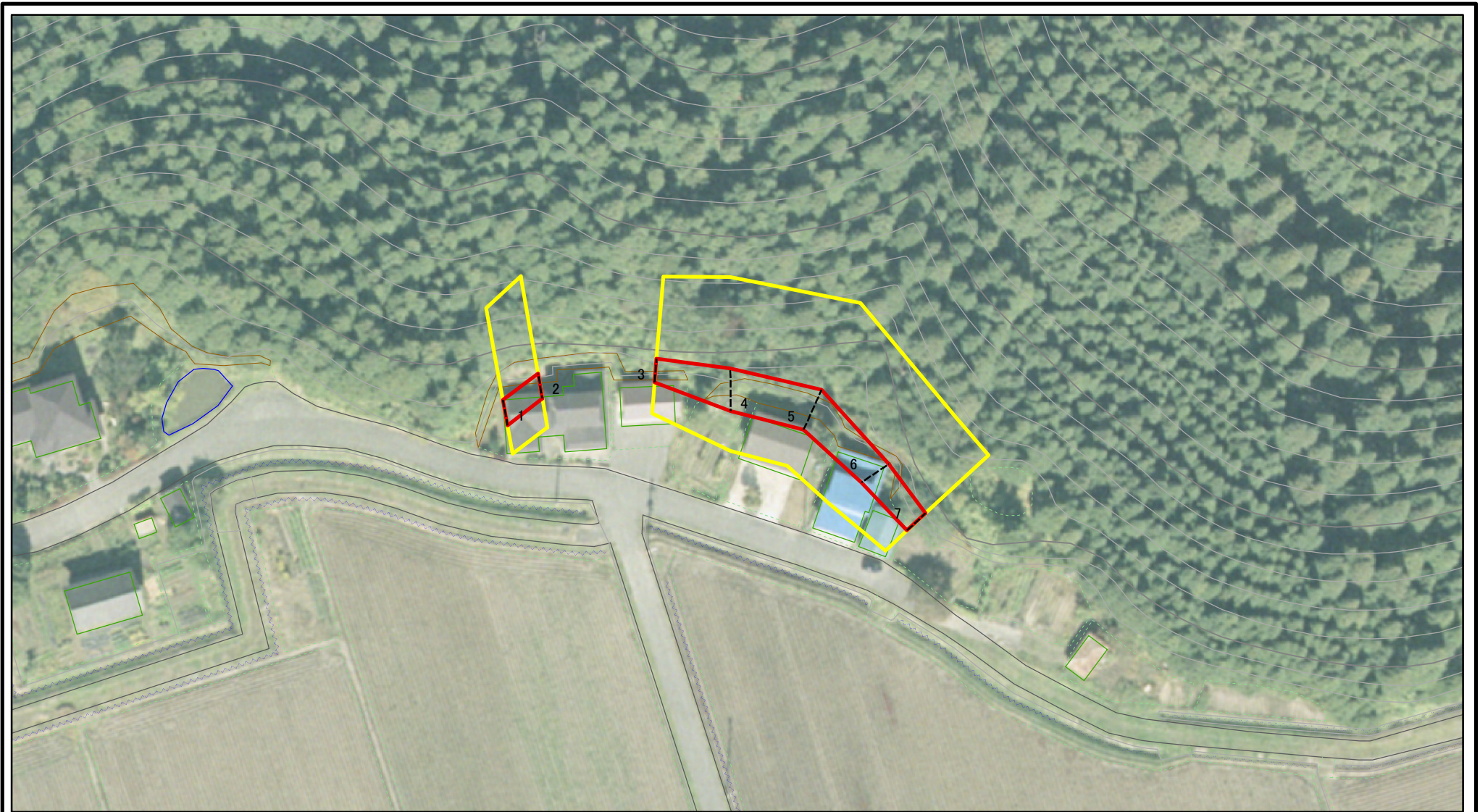
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-608
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第561号	箇所名	下山根
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年10月18日	所轄	所轄 南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

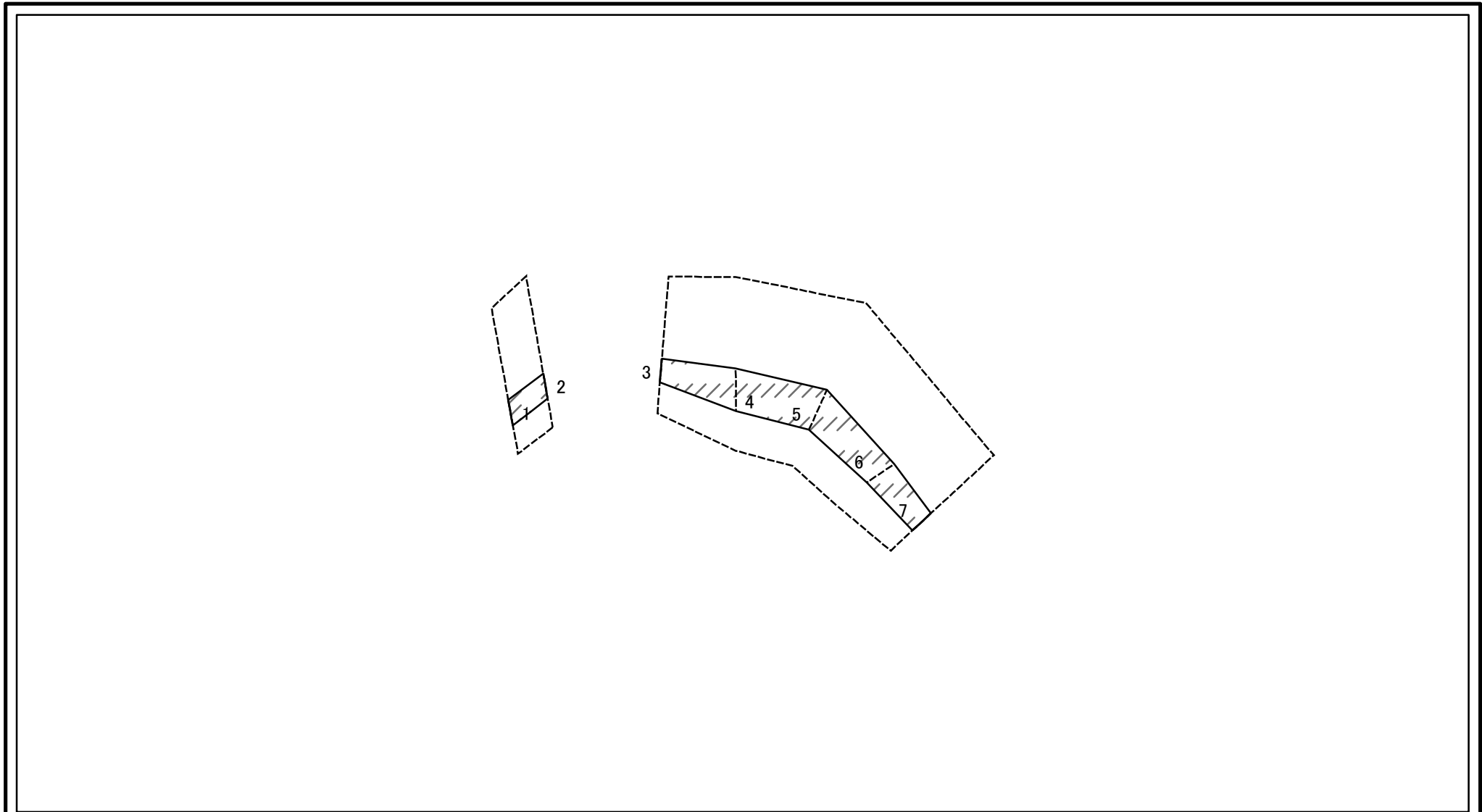
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-608
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第561号	箇所名	下山根
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	平成28年10月18日	所在地	山根 南秋田郡五城目町富津内下山宇下	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)

土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



それ以外の区域



縮尺

1:1,000

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

告示番号

第561号

告示年月日

平成28年10月18日

箇所番号

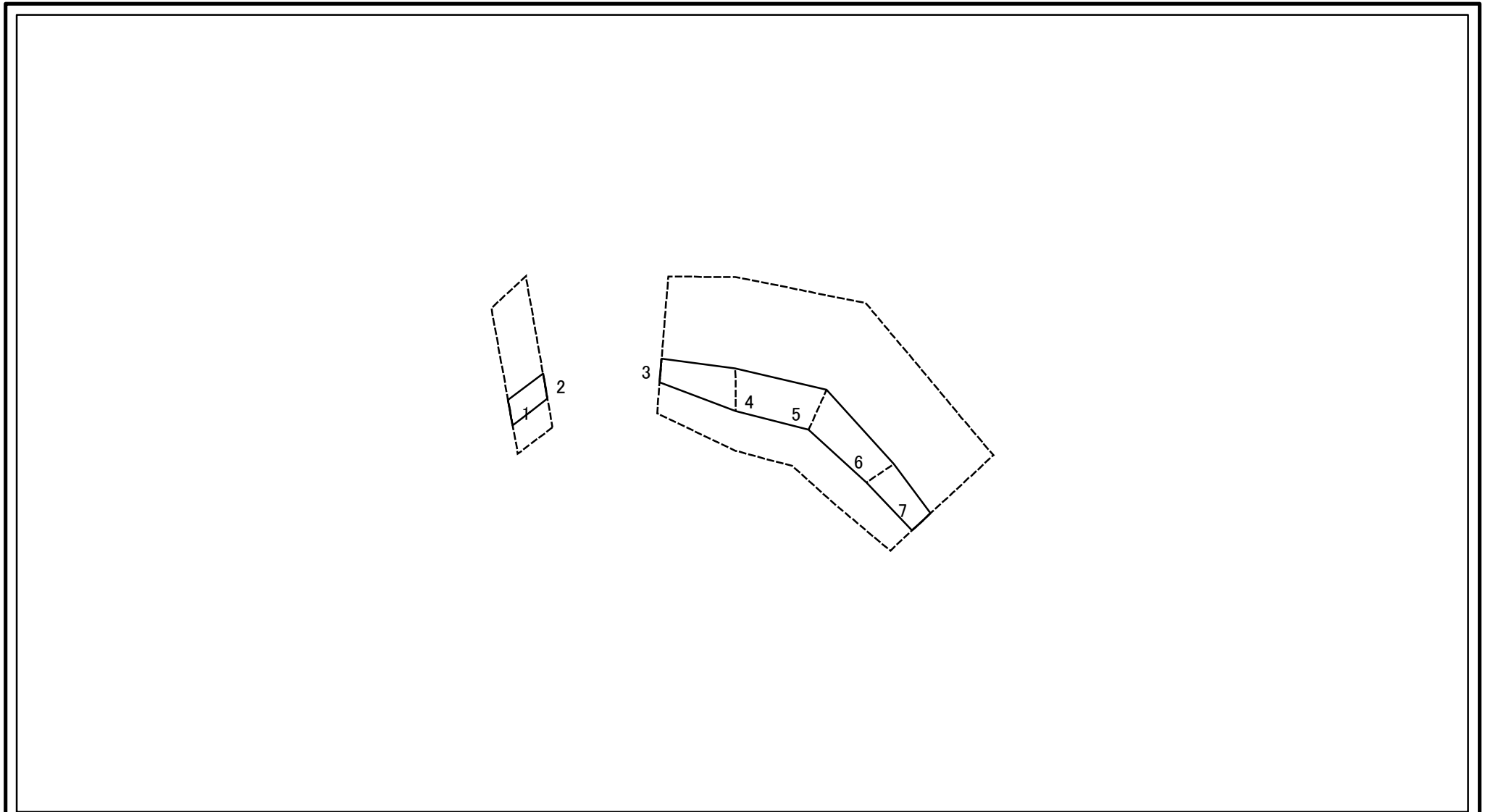
II-608

箇所名

下山根

所轄 静岡県南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-608
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第561号	箇所名	下山根
		それ以外の区域			告示年月日	平成28年10月18日	所轄地	南秋田郡五城目町富津内下山内字下山根

